

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部.No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考	
				権限移譲	窓口委託	県実施		
地域の福祉サービスに関する事務								
- 2福祉サービスの提供に関する事務								
	環1	図書類等の自動販売機等の設置届の受付, 立入検査等に関する事	広島県青少年健全育成条例32条1・2項, 32条3項, 45条1項				住民生活に密着した行政サービスであり, 市町が地域完結的に実施すべき事務。 ・立入検査については, 県が訓令に基づき市町職員を委嘱。	
環境の保全に関する事務								
- 1環境保全に関する事務								
指導普及	環2	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に関する事	(市町村指導)				市町の指導業務等であり, 県の関与は縮小する。	
	環3	プール, 海水浴場の衛生指導に関する事 遊泳用プールの設置管理者指導 サメの危害に対する注意喚起	(旧)水泳場管理指導要綱(昭56.7.15広島県環境局長通知)					
	環4	環境学習, 環境教育に関する事	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律9条1項・2項・5項(指導事務)					
	環5	衛生害虫に関する事 害虫駆除相談 害虫多量発生時の市町村への情報提供						
	環6	容器包装リサイクル法に関する事 市町村が行う容器包装廃棄物の分別収集に対する支援(排出量見込等の情報提供など)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律8条5項					
	環7	家電リサイクル法に関する事 廃家電の適正な引渡し等についての市町指導, 対県民普及啓発	特定家庭用機器再商品化法					
	環8	公害防止協定に関する事 県 - 企業間等における, 地域の実情に即した個別の公害防止協定の締結 遵守状況の監視	(県 - 企業間の個別協定)					県が対応すべき個別案件に係る事務(地域完結型の事務については, 県の関与を縮小)
	環9	環境影響評価審査案件に係る事後調査に関する事 環境影響評価の実施者(業者)に対する事後調査の実施指導	(アセス法・条例施行以前に施行の県アセス要綱の対象事業に関する指導)					
	環10	びんごエコタウン構想に関する事 びんごエコタウン構想推進委員会の運営 リサイクル発電等のエコビジネス育成支援等						

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部.No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
廃棄物等	環11	廃棄物処理法のうち一般廃棄物に関する こと 施設の設置許可、使用時の検査等 立入検査、改善命令等 施設設置者法人の合併・分割認可 最終処分場での埋立終了時の届出受 付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律8 条1・4・5・6項、8条の2・3・5項、9条～9 条の3、9条の5-1項、9条の6-1項、9条 の7-2項				既に市町主体に実施している一般廃棄物に関 する事務と併せて実施すべき事務。
	環12	廃棄物の不法投棄防止対策に関すること (不適正処理及び不法投棄を確認した場 合を含む。) 立入検査・物件検査・無償収去	廃棄物の処理及び清掃に関する法律19 条1項				現実の産業廃棄物行政における取締強化を期 し、市町へ権限移譲。ただし、県にも権限を留 保。
	環13	廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関する こと(収集運搬業等の許可等に関する事 務) 収集運搬業の許可 収集運搬業の廃止・変更届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14 条1項、14条の2-1項、14条15項・14条 の2-3項・14条の5-3項で準用する7条 の2-3項				広域的に営まれる事業活動への規制であり、県 実施。
	環14	廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関する こと(処理業等の許可等に関する事務) 処分業の許可 処分業の廃止・変更届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14 条6項、14条の2-1項、14条15項・14条 の2-3項・14条の5-3項で準用する7条 の2-3項				
	環15	廃棄物処理法に関すること (産業廃棄物処理施設の許可等に関する 事務) 処理施設の設置・変更等の許可 関係市町通知、関係市町意見聴取 処理施設の許可取消、譲受・譲渡許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律条 15条1・5・6項、15条の2-5項、15条の2 の5-1項 15条の2の5-2項で準用する15条5項・同 6項・15条の2-5項 15条の2の5-3項で準用する9条3・4・5 項 15条の3-1・2項 15条の2の6、15条の3-1・2項 15条の4において準用する9条の5-1項・ 9条の6-1項・9条の7-2項				
	環16	廃棄物処理法に関すること (産業廃棄物排出事業者に関する事務) 減量・処分計画の実施状況報告受領 措置命令、除去命令 除去の実施、費用徴収	廃棄物の処理及び清掃に関する法律12 条7・8・9項、12条の2-8～10項、12条の 3-6項、12条の6、18条1項、19条1項、19 条の3、19条の5、19条の6、19条の8				
	環17	県外産業廃棄物産業廃棄物に関すること 報告要求 立入検査・物件検査・無償収去 改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律12 条の6、18条1項、19条1項、19条の3、19 条の5、19条の6、19条の8				
	環18	廃棄物処理法(適正処理指導に係る総合 調整)に関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律19 条の9、19条の10-1・3項、20条の2-1 項、23条の5				
	環19	浄化槽法に関すること(設置届、浄化槽検 査等に関する事務) 浄化槽設置の届出受付 浄化槽使用開始の報告受付 浄化槽清掃業者等に対する指導等	浄化槽法5条、10条の2、12条、53条 同施行細則2条				地域で完結する事務の性格から、基礎自治体に 権限移譲
	環20	浄化槽法等に関すること 保守点検業者に対する指示、報告要 求、立入検査等	広島県浄化槽保守点検業者の登録に 関する条例 (浄化槽法48条1項)				広域的に営まれる事業活動への規制であり、県 実施。

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部.No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環21	PCB特別措置法に関すること 保管・処分業者の定期届出受付 措置命令, 報告要求 措置命令, 報告要求, 立入検査	ポリ塩化ビニルフェル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法8条, 9 条, 12条2項, 14条, 16条, 18条				廃棄物処理法の個別法であり, 産業廃棄物と同 様に扱う必要がある。
	環22	自動車リサイクル法の事務に関すること 関係行政機関等に対する照会, 協力の 求め 関連事業者に対する報告徴収, 立入 検査	使用済自動車の再資源化等に関する 法律127条, 130条1項, 131条1項 (14年度改正法(17年1月施行)により廃 棄物処理法の規定を適用)				
	環23	フロン回収破壊法に関すること 回収業者・引取業者の登録受付 報告徴収, 立入検査, 措置命令等	特定製品に係るフロン類の回収及び破 壊の実施の確保等に関する法律9条1 項, 12条1項, 13条1項, 15条1項, 22条2 項, 23条, 24条, 25条1項, 29条1項, 42 条1項, 43条1・4・6項, 64条1・2項, 70 条, 71条1項 28条・33条1項で準用する12条1項・13 条1項・15条1項 33条1・2項で準用する22条2項				
公害防 止	環24	大気汚染防止法に関すること ばい煙・粉じん発生施設の設置届出 受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等	大気汚染防止法 (移譲又は窓口委託)6条1項, 7条1項, 8条1 項, 11条・12条3項(18条の13-2項で準用す る場合含む), 17条2項, 18条1・3項, 18条の 2-1項, 18条の6-1・3項, 18条の7-1項 (移譲又は県実施)9条, 9条の2, 10条2項 (18条の13-1項で準用する場合含む), 14条 1・3項, 15条, 15条の2, 17条3項, 18条の4, 18条の8, 18条の11, 18条の15, 18条の16, 18条の18, 26条1項, 27条3～6項, 28条2項				公害規制行政分野において必要な担当職員 の専門性等から, 当面特例市まで移譲。 一般市・町には窓口委託を進め, 今後の実績 等を踏まえ移譲検討。
	環25	ダイオキシン類対策特別措置法に関する こと 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令	ダイオキシン類対策特別措置法 (移譲又は窓口委託)12条1項, 13条1・2項, 14条1項, 18条, 19条3項, 23条2項 (移譲又は県実施)15条～17条, 22条1・3 項, 23条3・4項, 26条～28条, 34条1項, 35 条2～5項, 36条2項				
	環26	水質汚濁防止法に関すること 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等	水質汚濁防止法 (移譲又は窓口委託)5条1・2項, 6条1～3 項, 7条, 10条, 11条3項, 14条3項, 14条の 2-1・2項 (移譲又は県実施)8条, 8条の2, 9条の2, 13条～13条の3, 14条の2-3項, 22条1項				
	環27	瀬戸内海環境保全特別措置法に関するこ と 特定施設設置の許可 許可違反に対する措置命令	瀬戸内海環境保全特別措置法 (移譲又は窓口委託)5条1項, 7条2項, 8条1 項・4項, 9条, 10条3項 (移譲又は県実施)5条4・5項, 8条3項, 11条				
	環28	広島県生活環境の保全等に関する条例 (旧:広島県公害防止条例)に関すること ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設 設置の届出等受付 事故時の報告の受付 関係特定施設に係る報告徴収, 立入 検査, 改善命令等	広島県生活環境保全等に関する条例 (移譲又は窓口委託)8条1項, 9条1項, 10条 1項, 13条・14条3項(23条1項で準用する場 合を含む。), 19条1・3項, 20条1項, 23条1 項, 25条～27条, 30条, 31条3項, 91条2項, 92条2項 (移譲又は県実施)11条, 12条2項, 16条, 22条, 28条, 29条2項, 33条1項, 37条, 40条 ～42条, 85条, 88条, 93条2項, 94条, 104条 1項				
	環29	特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律に関すること 公害防止総括者選任の届出受付 特定事業者の物件検査等	特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律 (移譲又は窓口委託)3条3項(4条3項・5条3 項・6条2項で準用する場合を含む) (移譲又は県実施)11条1項				

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
環30		PRTR法に関すること 第一種指定化学物質等取扱業者による排出量・移動量の届出受付(経由)等	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律5条3項, 6条3項, 7条2・3・5項, 9条2・5項, 13条				公害規制行政に準じ政令市・中核市・特例市に移譲。ただし、国への数値経由事務で審査の性格が薄いため、窓口委託のメリットは少ない。
環31		土壌汚染対策法に関すること 有害物質使用特定施設等からの土壌調査結果の報告受付 土地所有者に対する措置命令等 汚染除去措置の実施	土壌汚染対策法3条, 4条, 7条1・2項, 9条, 29条1項, 30条 7条3項で準用する4条2項				本県での稼働実績がない新しい法律であり、当面県実施。
環32		生活排水浄化対策に関すること 普及啓発 生活排水対策協議会運営					市町の指導・啓発事務であり、県の関与を縮小。
環33		化製場に係る市町指導に関すること(市町助言)	化製場等に関する法律				
環34		航空機, 新幹線及び自動車交通公害に関すること 広域的な騒音調査等					
環35		下水道終末処理場の維持管理の指導に関すること 公共下水道管理者・流域下水道管理者・都市下水路管理者に対する指示・報告徴収	下水道法37条1項, 39条2項				広域的な影響を考慮して行う事業等の規制であり、県実施。
事業活動の規制に関する事務							
- 1 事業活動の許可等に関する事務							
環36		火薬類販売営業の許可	火薬類取締法5条, 8条, 13条, 16条, 18条, 22条 火薬類取締法施行規則10条, 11条				市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。
環37		火薬庫設置許可等	火薬類取締法11条～12条の2, 14条, 15条 火薬類取締法施行規則13～33条, 41条, 44条				
環38		火薬類譲受・譲渡等の許可	火薬類取締法17条 火薬類取締法施行令2条 火薬類取締法施行規則35～39条				
環39		火薬類輸入の許可	火薬類取締法24条 火薬類取締法施行規則46, 47条				
環40		火薬類消費の許可	火薬類取締法25条 火薬類取締法施行規則48～56の5条				
環41		火薬類廃棄の許可	火薬類取締法27条 火薬類取締法施行規則65～67条				
4							

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部.No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
環42		危害予防規程等に関する認可等 危害予防規程の認可 保安責任者等の選任届受付	火薬類取締法28～30条, 34～36条, 42～45条, 48条, 52条, 56の2条 火薬類取締法施行令13条, 14条, 16条 火薬類取締法施行規則6条, 44条の2～44条の5, 67条の2～67条の11, 69条, 70条, 70条の4～70条の6, 81条の13, 81条の14, 82条, 89条				
環43		高圧ガスの製造, 貯蔵所の許可・届出受付	高圧ガス保安法5～19条, 21条1～4項 (ただし, コピナト事業所にかかる事務を除く。)				
環44		高圧ガスの製造, 貯蔵所の完成検査	高圧ガス保安法20条, 39条の11(ただし, コピナト事業所にかかる事務を除く。)				
環45		高圧ガスの販売届出受付	高圧ガス保安法20条の4～20条の7, 21条5項				
環46		高圧ガスの輸入検査	高圧ガス保安法22条				
環47		高圧ガスの消費者届出受付	高圧ガス保安法24条の2～24条の4				
環48		高圧ガスの危害予防規程・保安組織等の保安事務 危害予防規程の届出受付 保安統括者等の選任届受付	高圧ガス保安法26～28条, 33条, 34条(コピナト事業所にかかる事務を除く)				
環49		高圧ガス製造の保安検査	高圧ガス保安法35条, 39条の11(コピナト事業所にかかる事務を除く)				
環50		高圧ガス製造等の許可取消し, 停止命令	高圧ガス保安法38条(コピナト事業所にかかる事務を除く)				
環51		高圧ガス施設等への緊急措置 災害発生防止等のための施設使用停止命令等	高圧ガス保安法39条(コピナト事業所にかかる事務を除く)				

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部.No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環52	高圧ガス関係者の指導監督等	高圧ガス保安法61条～65条,74条(コンビナート事業所及び容器関係事業所にかかる事務を除く)				市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるように、県が有する権限を移譲。
- 2 自然保護に関する事務							
自然公園	環53	自然公園等の維持修繕に関する事					地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。
	環54	自然公園等の管理に関する事(国定公園) 特別地域等の禁止行為の許可 実地調査	自然公園法13条3・6～8項,14条3・6・7項,25条,27条,28条,30条2項,50条1・2項				地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・広域的視点での調整等が必要な事務についてはその仕組みを検討。 (利用調整地区・普通地域は未指定)
	環55	自然公園等の管理に関する事(県立公園) 特別地域等の禁止行為の許可 実地調査	広島県自然公園条例11条3・5～7項,20条,22条1項,23条1・2項,25条2項,38条1・2項				
	環56	自然環境保全地域の管理に関する事 禁止行為の許可 利用・駐車拒否・退去命令	広島県自然環境保全条例16条4・5・7・9項,17条3項6号,17条4項で準用する16条5項,18条1・3・5項,19条1項,20条1項,25条1・2・4・6項,26条1項				
	環57	自然海浜保全地域の管理に関する事 禁止行為の許可	広島県自然海浜保全条例6条1・2項,7条1・2項,8条				
	環58	都市公園法等(宮島都市公園)の管理に関する事 禁止行為の許可 占用許可,現状回復・措置命令	都市公園法5条2項,6条1・3項,10条2項,11条 都市公園条例2条1項,7条1・2項 (宮島公園に係るものに限る)				同上 ・公園土地を県へ無償貸付している国との協議の上、移譲等の手法を検討。
	環59	自然公園等の施設管理に関する事					指定管理者制度を活用 (一部,事務委託・施設移管等)
野生生物	環60	野生生物保護管理に関する事 鳥獣の捕獲,鳥類の卵の採取等の許可 捕獲者・採取者に対する措置命令等	鳥獣保護法9条,10条,75条				地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・第9次(平14～18)鳥獣保護事業計画の改訂に合わせ移譲(希少鳥獣以外の鳥獣に係る許認可は権限移譲済)

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環61	狩猟免許及び狩猟登録に関すること 狩猟の免許等 狩猟者の登録受付等	鳥獣保護法40条, 42条, 43条, 45条2項, 46条, 49~52条, 54条, 55条, 57条~61条, 63~67条, 75条				広域的な行為規制であり, 受付時の審査の性格も薄いことから県実施。
都市の整備に関する事務							
- 1 都市行政に関する事務							
屋外広告物等	環62	景観形成地域内での広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例11条2項・3項				まちづくりの事務の一環として市町が担うべき事務であり, 権限移譲。 (受入希望済の7市(呉・福山・府中・三次・竹原・大竹・廿日市)には16年度権限移譲済) ・景観法の施行に併せ, 市町での条例制定を促進する。
	環63	景観形成地域内での行為の届出受付時の必要な指導, 建築物等の所有者等に対する措置を講じる旨の指導	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例14条1項・2項				
	環64	大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例18条1項・2項				
	環65	大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出時の必要な指導	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例20条1項				
- 3 国土利用計画							
国土利用計画	環66	国土利用計画法及び土地利用対策の連絡調整に関すること 土地売買等の届出受付, 意見書作成 遊休地に関する計画の届出受付, 意見書作成	国土利用計画法23条, 24条1項, 28条, 29条1項				審査に要する関係権限の移譲等の進捗に併せ, 事務効率の観点から適宜権限移譲を進める。